

令和 8 年度

鬼中スタンダード



ルールの考え方

なぜ中学校にはルールがあるの？

- A. 服装や身だしなみのルールで「社会のルール」や「モラル」を学ぶため。
A. 時間や公共の場の使い方、みんなが平等に安心して学べる環境を作るため。

曖昧な表現（「華美でない～」「清潔感のある～」）のルールがあるのはなぜ？

- A. 決められているからではなく、自分で考えて正しい判断をしてほしいから

正しい判断とは？

- A. 中学校での基準(フォーマル)は「一般的な高校入試」だと考えます。
この格好で入試に行けるかな？ この髪型で入試にいけるかな？ と考えてみましょう。

社会の在り方が変化していくように、学校のルールも変化させていく必要があります。
このルールどうなの？と思ったら声をあげてみよう。ルールを変えるのも学びの一つです。

○時間について

- ・ 8 : 20 から学習・読書タイムを始められるように身の回りを整える。8 : 15 以降は学習や読書をしている人を妨げない。
- ・ 8 : 30 以降に登校（教室入室）した場合は遅刻になる。朝の S T 後に登校した場合は、職員室に寄り、遅刻の報告をしてから教室へ入る。
- ・ チャイム前着席と 5 限やテスト日の予鈴着席を徹底する。
- ・ 最終下校時刻を守り、1 年間通して、8 : 00 より前に登校しない。
- ・ 欠席や遅刻をする場合は、保護者に連絡をしてもらう。（home&school にて）

～最終下校時刻～

4 月	・・・16 : 45
5 月～10 月	・・・16 : 45
11 月～1 月	・・・16 : 30
2 月～3 月	・・・16 : 45
長期休業中	・・・16 : 30

※ 4/1～4/24 までは日程表に準ずる。

○学校の施設利用について

- ・ 必要がある場合（ペア着替え・教師への用事・委員会活動等）以外は、他クラスへ入らない。
- ・ 他学年の教室・廊下には行かない。
- ・ 必要がある場合（清掃等）以外は、ベランダや中庭へ出ない。
- ・ 教室のロッカーは先生の指示以外で、自分のところ以外は使わない。
- ・ 体育館は上靴で入らない。また、体育館シューズで廊下等を歩かない。
- ・ 昇降口から教室までは
1 年生・・・西昇降口→3 階西渡り→北館 3 階
2 年生・・・東昇降口→2 階東渡り→北館 2 階
3 年生・・・東昇降口→1 階東渡り（雨天：2 階東渡り）→北館 1 階

○個人の持ち物について

- ・ 教科書等の保管方法は指定された場所に置く。机やロッカーを整頓する。
- ・ 人の物を勝手に触らない。勝手に借りない。
- ・ 校内に不要物を持ち込まない。
- ・ カバンにキーホルダー等はつけない。お守りはカバンの中にしまう。
- ・ 現金を持ってきたときは、登校後すぐに職員室に持っていく。

○服装・身なりについて

- ・ 原則制服で登下校をする。部活後の下校時や、指定された日は体操服で登下校してもよい。
- ・ 1 限が保体のときは体操服で登校、6 限が保体のときは体操服で下校してもよい。
- ・ 名札を忘れた場合は、朝教室で紙名札をもらい、帰りの S T 終了までつける。
- ・ 制服のボタンは前や袖など全てとめる。（ブレザーの前ボタンは上をとめる）ただし、カッターシャツの第 1 ボタンはとめなくてもよい。（開襟シャツを除く）
- ・ リボンを別の場所に付けたり、クリップなどをポケットに付けたりしない。
- ・ カバンは学校指定の正カバンとサブバックを使用する。
- ・ 衣替えの時期は各自で判断する。
- ・ 外靴は白地または黒地を基調とした運動靴とする。かかとを踏まない。（靴ペロの内側に記名）
- ・ 雨天時、降雪時、積雪時は長靴を履いて登下校してもよい。大きさは下駄箱に入る大きさが望ましい。長靴の色は指定しない。
- ・ 靴下は黒紺白グレー無地とする。ワンポイント（内側・外側に 1 つずつも可）までは可。足首の周りにラインが入っているものも可とする（チェック柄は不可）。ルーズソックスは禁止。
- ・ 上靴と体育館シューズは学校指定のものとする。
- ・ 上靴を忘れた場合は、職員室に行きスリッパを借りる。
- ・ 上靴、体育館シューズ、はかかと部分に名字を書く。
- ・ 登下校時、徒歩通学者は帽子や日傘を使用してもよい。帽子の形状は問わないが、缶バッジなど不要物がついているものは不可とする。また熱中症対策として、アイスリングやアームカバー等の使用をしてもよい。



防寒着・防寒具について

- ・防寒着として、登下校時にコート、ウィンドブレーカー等（防寒性があり生活の邪魔とならないもの）を着用してもよい。（登下校は、上下着用可）色は黒、紺、茶、グレーなどの派手でない色を基調としたものとする。（パーカーは無地で、ワンポイントまでと可とする。）脱着は教室で行う。

※体育の授業で着用できる防寒着については p.7 **体育の授業での服装**を参照

- ・防寒着は、制服を正しく着た上で着用を認める。（上着のみ）コートやウィンドブレーカー等であれば校内でも着用しても良い。ただし、ウィンドブレーカー等の下は不可。テスト時は、授業同様着用できるが、授業に支障をきたすなどの場合は着用しない。また、式日は着用しない。
- ・カッターシャツ、ポロシャツ、セーラー服の上にセーター・ベスト・カーディガン・トレーナー（トレーナーは旧制服（学ラン）の中に着込む時のみ）を着用してもよい。色は黒、紺、茶、グレーなどの派手でない色を基調としたものとし、袖や襟からはみ出ないようにする。
- ・防寒具として、手袋（5本指）、マフラー、ネックウォーマー、スヌードを着用してもよい。
- ・防寒具の着用は、原則登下校時のみとする。着脱は教室で行う。
- ・名札は制服と同じ位置に付ける。

（ウィンドブレーカなどナイロン生地を着ている場合は、クリップで止める。）

制服

☆新制服について

令和6年度より、ジェンダーフリーの理念から新制服が導入された。令和8年度までは、移行期間として学年問わず、どちらの制服も着用できる。令和9年度からは全生徒が新制服を着用することとする。

○学生服

- ・冬服上下ともに学校指定のものとする。
- ・冬服の下はカッターシャツまたは、ポロシャツとする。

○セーラー服

- ・上下ともに学校指定のものとする。
- ・上衣の下に黒のハイネックシャツを着てもよい。
- ・スカートの長さは、膝が隠れる長さとする。

○ブレザー

- ・上下ともに常滑市指定のものとする。
- ・ボトムスはスラックス、スカート、キュロットの3種類から選択し、着用する。スカートの長さは膝が隠れる長さとする。
- ・ブレザーの中は、白色のカッターシャツまたは、ポロシャツとする。
- ・カッターシャツの襟はブレザーの中にしまう。
- ・ネクタイ・リボンは、性別に関係なく選択して着用できる。
（ネクタイ・リボン着用時はカッターシャツとし、一番上のボタンをとめた部分につける。）
- ・ネクタイ・リボンの着用について、式日と学校で定めた日は必ず着用する。それ以外は自由とする。（1学期終業式と2学期始業式は夏服のため不要）

〈共通〉

- ・夏服の上はカッターシャツまたはポロシャツ（ワンポイントまで可）で、色は白の無地とする。長袖と半袖どちらでも良い。また、ポロシャツの裾のイン・アウトはどちらでも良い。（上に何かを着る場合はシャツの裾をインする）ただし、カッターシャツの裾はインする。
- ・夏服を着用時にも、体感に合わせてジャージやカーディガンを羽織ってもよい。
- ・カッターシャツとポロシャツの下には、必ず肌着を着用する。（ハイネックは着用しない。）
- ・肌着は白、黒、紺、茶、グレー、ベージュなどの色を基調とした無地で透けにくいものとし、袖からはみ出ないものとする。
- ・ベルトは黒・紺・茶で無地とする。2つ穴以上のものは禁止。
- ・黒タイツやレギンス（黒）は、無地で80デニール以上のものとする。靴下は履いても履かなくてもよい。体育の授業の際にはタイツを脱ぐ。

体育の授業での服装

以下の服装の中から、季節に適した服装で運動をします。

(熱中症などが心配される場合は、先生が服装を指定することがある。)

○体操服、ハーフパンツ…学校指定のもの

○ジャージ上下…学校指定のもの(ジャージ下も使用します。)

○防寒着…ジャージ上下を着用した上で以下の基準を満たせば着用できる。

①運動用の防寒着(ウィンドブレーカーなどを着用する。ダウンジャケットは、道具や他者にひっかかったり破れたり、自他の動きの妨げになったりする可能性がありケガの原因になりかねないので着用しない。)

②フードが付いていないもの(または、しまえるもの)

③上下が分かれているもの(コートなどは運動に支障があるため使用できません。)

※転入してきて前の学校の体操服が使用できる場合はそちらを着用しても良い。

※体操服・ハーフパンツの下に、長袖のインナーを着用しても良い。

色は、肌着と同じ(白、黒、紺、茶、グレー、ベージュの無地)とする。

水泳の授業について

必須

○水着 学校指定のスクール水着または競泳用の水着を着用する。

○水泳帽 色の指定なし

自由

○水泳用ゴーグル 着用することが望ましい。

○ラッシュガード フードのないもの。

※水泳の授業後1時間は長い髪を縛らなくてよい。(肩にタオルをかけても良い)

授業後1時間 4時間目に水泳→5時間目の終わりまで 5時間目に水泳→下校まで

頭髪・身だしなみ等

基本方針：清潔感のある髪型とする。

・前髪は目にかからない長さとする。かかる場合はピンで留める。

・襟に付く場合は、ヘアゴムで襟につく髪を全てしばる。

ヘアゴム、ヘアピン(くちばしのような大きなクリップ型は禁止。)は、黒、紺、茶で飾りのないものとする。

・華美な髪型は禁止とする。(過度なツブブロック・アシンメトリー・モヒカン・編み込み等)

〈その他〉

・眉毛を不必要にそらない。

・化粧(アイプチ含む)、マニキュア、カラーコンタクト等は禁止。

・ピアス、ネックレス、ミサンガ、アンクレット等装飾品は禁止。

・整髪料の使用、染髪、パーマは禁止(縮毛矯正は除く)とする。

・リップクリーム、日焼け止め、ハンドクリームは、無色・無香料とする。リップクリームとハンドクリームは人目のつかないところ(トイレ等)で使用する。日焼け止めは、体育前は着替え場所、下校前は教室や部活動の場所で使用する。

・櫛は小型で携帯用のものとする。使用する場所はトイレまたは教科等で指定された場所とする。トイレでの使用に関しては、混雑を避けるため、短い時間で使用すること。

・制汗剤の使用は、シートタイプの無香料のものとする。

○交通関係

登下校のルール

・道路交通法を遵守する。

- ・自転車で通学するときは、「自転車の安全利用」を遵守する。（ヘルメットを必ず着用する。）
- ・指定された通学路で登下校をする。

自転車 車両整備のルール

- ・サドルに座って、最低でも両足のつま先が地面に付く高さ。
- ・不必要なもの（シール等）は貼らない。付けない。
- ・ハンドルの高さが、サドルよりも高いもの。
- ・スタンドが両足スタンドのもの。
- ・ブレーキがよく効くもの。
- ・ライトはあるもの。点灯するもの。
- ・ベルがハンドルを握ったまま鳴らせる位置にある。
- ・後部に反射器がある。
- ・ヘルメットの内側に名前が書いてある。
- ・防犯登録されている。（自転車通学許可願に記入する。）
- ・錠が付いている。施錠可能である。
- ・タイヤの空気が充分に入っている。
- ・カゴ、荷台のついたもの。（荷ひもがあるか。）
- ・4月当初の自転車点検で合格した自転車

※装飾など登下校に必要ないと判断するものがある場合は使用を認めない。

自転車使用時のルール

- ・校内は自転車を降りて通行する。
- ・下校時は、駐輪場でヘルメットをかぶる。
- ・正門、東門の前の横断歩道は降りて横断する。
- ・正カバンは背負い、サブバックはゴムひもで荷台にしばる。
- ・前かごに重たい荷物を入れない。
- ・決められた自転車置き場にクラス毎で停め、必ず施錠する。
- ・土日、祝日、再登校での部活の場合も必ず決められた自転車置き場に停める。
- ・土日、祝日のみ自転車通学可の場合は、学年の自転車置き場を使用する。ただし、混雑している場合は中庭芝生側のアスファルトに停める。

自転車許可取り消しについて （許可証にも掲載）

- ア 許可取り消し違反对象事項
- ・ノーヘル・並列走行・通学路無視等
- イ 許可停止期間から取り消しまで
- ・初回違反…家庭連絡 ・2回目違反…1週間
 - ・3回目違反…1ヶ月 ・4回目違反…取り消し
- ウ 特に危険と認められる違反の場合
（2人乗り、信号無視、斜め横断等）
- ①初回違反…1ヶ月 ・2回目違反…取り消し
 - ②違反をして事故にあった場合…初回で取り消し

※違反回数は、学年が上がっても累積になります。道路交通法を遵守し安全に登下校しましょう。



道路交通法第19条では「軽車両は、軽車両が並進（並列走行）することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない」と定められています。自転車は軽車両扱いされます。つまり、並んで走る並進行為は道交法違反となり、違反した場合は「罰金または科料」に科せられることになります。

